

MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項(※)	あり		なし	

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

DB令の一部を改正する政令等の施行に伴うDBへの影響について

※当資料での略号

- ・確定給付企業年金＝DB、企業年金基金＝DB基金
- ・確定給付企業年金法＝DB法、確定給付企業年金法施行令＝DB令、確定給付企業年金法施行規則＝DB規則
- ・通知「確定給付企業年金制度について」(平成14年3月29日年発第0329008号)＝法令解釈通知
- ・通知「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」(平成14年3月29日年発第0329009号)＝ガイドライン
- ・通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)＝承認認可通知
- ・「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第430号)＝同一労働同一賃金ガイドライン
- ・厚生年金保険適用事業所の事業主＝事業主

2020年11月

明治安田生命

＜ガバナンスの強化＞

- ・選定代議員の定数に関する事項
- ・資産運用委員会の設置義務に関する事項
- ・会計監査等を踏まえた監事意見の提出義務に関する事項

◆令和2年9月16日付で改正政令(注1)、令和2年9月30日付で改正省令(注2)及び関係通知(注3)が公布・発出され、総合型DB基金(注4)の選定代議員(注5)の定数に関する事項が一部改正されたうえで法令に定められました(注6)

■総合型DB基金の選定代議員の定数に関する事項の法令での規定化等

○改正概要：通知で規定されていた総合型DB基金の選定代議員の定数や選定代議員の定数を定めることを要しない要件について、法令で規定されるとともに、同要件も改正

		改正後	改正前
規定される 法令等	選定代議員の定数	DB令	承認認可通知
	選定代議員の定数を定めることを要しない要件	DB規則	承認認可通知

○施行期日：令和2年10月1日。施行日に現存する総合型DB基金の選定代議員の定数については、施行日以後に行われる代議員の選定から適用(注7)

(注1)確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第292号)(注1～注3の詳細は、4～8ページを参照)

(注2)確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第165号)

(注3)通知「『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」(令和2年9月30日年企発0930第4号)

(注4)2以上の事業主が共同して設立するDB規則第19条の2第1号に規定する要件に該当しないDB基金

(注5)事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者において選出する代議員

(注6)改正前は、承認認可通知の(別紙2)DBの事業運営基準の2の(2)③等により規定

(注7)適用日前の取扱いについては、改正前の承認認可通知を適用

・DB令で規定されたDB基金の選定代議員の定数に関する事項は、以下のとおり

(1)選定代議員の定数を定める必要のあるDB基金

2以上の事業主が共同して設立するDB基金で、「選定代議員の定数を定めることを要しない要件」に該当していない場合

【選定代議員の定数を定めることを要しない要件】(DB規則で規定)

次の①又は②のいずれかに該当すること

①実施事業所の事業主について、a又はbであること

a 1の事業主が他の事業主の発行済株式又は出資(注)のおおむね2割を直接又は間接に保有する関係

b 1の事業主が行う事業と他の事業主が行う事業との人的関係が緊密

②実施事業所の事業主の9割以上が、a～cの全てを満たすDB法以外の法律により設立された協同組織体に所属

a DB未実施の当該協同組織体所属の事業主に対し、DB基金への加入勧奨等の活動実績があること

b DB基金の意思決定に先立って、選定代議員に対し、DB基金の事業運営方針を示すこと

c DB基金の事業運営について、定期的に報告を求め、DB基金の事業運営に改善が必要なときは、改善に必要な検討等を行う体制を整備していること

(2)選定代議員の定数

実施事業所の事業主の数の10分の1以上(ただし、3～50の範囲内)

(注)自己が保有する自己の株式又は出資を除く

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
DB令 第10条の2 (新設)	事業主において選定する代議員の定数(新設) 2以上の事業主が共同して設立する基金(当該基金の実施事業所の事業主のうち1の事業主が他の事業主と業務、資本金その他について密接な関係を有することその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものを除く。)における、事業主において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定する代議員の定数は、その選定の時点における当該基金の実施事業所の事業主の数の10分の1(当該事業主の数が500を超える場合にあっては50、当該事業主の数が30を下回る場合にあっては3)以上とする。
附則	(施行期日) 1 この政令は、令和2年10月1日から施行する。 (事業主において選定する代議員の定数に関する経過措置) 2 この政令の施行の際現に存するこの政令による改正後のDB令(次項において「新DB令」という。)第10条の2に規定する基金については、同条の規定は、この政令の施行の日(同項において「施行日」という。)以後行われる代議員の選定から適用する。 3 (略)

(注)確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第292号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200916/20200916t00098/20200916t000980010f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第1条 (赤字が改正部分)	複数のDBを実施できるその他の場合	
	改正後	改正前
	DB令第1条の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一（略） 二 法人であるDBを実施する事業主（第3条第1項第2号、第3項及び第5項、第19条の2第2号イ、第120条、附則第6条第1項第1号、附則第7条第1項並びに附則第12条第1項第1号を除き、以下「事業主」という。）が他の法人である事業主と合併した場合であって、当該合併の日から起算して原則として1年を経過していない場合 三（略）	DB令第1条の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一（略） 二 法人であるDBを実施する事業主（第3条第1項第2号、第3項及び第5項、第120条、附則第6条第1項第1号、附則第7条第1項並びに附則第12条第1項第1号を除き、以下「事業主」という。）が他の法人である事業主と合併した場合であって、当該合併の日から起算して原則として1年を経過していない場合 三（略）

(注)確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第165号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200930/20200930g00203/20200930g002030147f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
DB規則 第19条の2 (新設)	事業主において選定する代議員の定数を定めることを要しない基金の要件(新設) DB令第10条の2の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 - 一 基金の実施事業所の事業主のうち1の事業主が他の事業主の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)のおおむね2割を直接又は間接に保有する関係にあること又は1の事業主が行う事業と他の事業主が行う事業との人的関係が緊密であること。 - 二 基金の実施事業所の事業主の9割以上が他の法律により設立された協同組織体であって、次のいずれにも該当するものに所属すること。 - イ 当該協同組織体に所属する事業主のうちDBを実施していない厚生年金適用事業所の事業主に対し、当該基金への加入の勧奨その他これに類する行為に関する十分な活動実績を有すること。 - ロ 基金の意思決定に先立って、事業主において選定する代議員に対し、当該基金の事業の運営に関する指針を示すこと。 - ハ 基金の事業の運営について、当該基金から定期的に報告を求めるとともに、その事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その改善に必要な検討その他これに類する行為を行う体制を整備していること。
附則	(施行期日) 1 この省令は、令和2年10月1日から施行する。 2 (略)

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
承認認可通知 (別紙2) 2の(2) (赤字が改正部分)	代議員会	
	改正後 ①～②（略） ③ 複数の厚生年金適用事業所において<u>1</u>の基金を設立する場合にあっては、各実施事業所の事業主及び加入者の意思が適切に反映されるよう配慮すること。そのため、<u>総合型企業年金基金(2以上の事業主が共同して設立する基金(DB規則第19条の2第1号に規定する要件に該当する基金を除く。))</u>にあっては、DB令第10条の2及びDB規則第19条の2の規定に基づき、当該基金の実施事業所の事業主の9割以上が所属する当該基金と異なる協同組織体(他の法令に根拠のある協同組織体に限る。)であって、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当するものが存在する場合を除き、選定代議員の数は、基金の設立時の選定においては設立時、代議員の任期満了時の選定においては満了時の事業主の数の10分の1(事業主の数が500を超える場合に<u>あっては50、事業主の数が30を下回る場合にあっては3</u>)以上、選定代議員の選定の都度、全ての事業主により選定を行うこととし、その選定方法は、(1)事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法、(2)各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する方法のいずれかを基本とし、(1)及び(2)の指名を希望しない事業主は選定行為を現役員・職員以外の第三者(選定人)に委任できるものであること。 (続く)	改正前 ①～②（略） ③ 複数の厚生年金適用事業所において<u>一</u>の基金を設立する場合にあっては、各実施事業所の事業主及び加入者の意思が適切に反映されるよう配慮すること。そのため、<u>総合型基金(2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同して実施する基金型企業年金(当該厚生年金適用事業所間の人的関係が緊密である場合等を除く。))をいう。</u>にあっては、当該基金の実施事業所の事業主の9割以上が所属する当該基金と異なる組織体(法令に根拠のある組織体に限る。)であって、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当するものが存在する場合を除き、選定代議員の数は、基金の設立時の選定においては設立時、代議員の任期満了時の選定においては満了時の事業主の数の10分の1(事業主の数が500を超える場合に　　は50　　)以上、選定代議員の選定の都度、全ての事業主により選定を行うこととし、その選定方法は、(1)事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法、(2)各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する方法のいずれかを基本とし、(1)及び(2)の指名を希望しない事業主は選定行為を現役員・職員以外の第三者(選定人)に委任できるものであること。 (続く)

(注)通知「『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」(令和2年9月30日年企発0930第4号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000677950.pdf>

(左記のURLは上記の一部改正を反映済みの承認認可通知です)

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
承認認可通知 (別紙2) 2の(2) (赤字が改正部分)	代議員会	
	改正後	改正前
(適用時期)	令和2年10月1日から適用する。	
	ただし、代議員会に関する事項については、令和2年10月1日以後に行われる代議員の選定から適用する。	

③（続き）
 (ア) 当該協同組織体は、その構成員のうちDBを実施していない事業主に対して当該基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できる。
 (イ) 基金における方針決定の手続に先だって、当該協同組織体は、基金の事業運営方針(基金の実施及び解散、給付設計(加入者の資格、福利厚生事業、権利義務移転承継、資産の受入れに関する事項を含む)、掛金及び資産運用に関する方針)を組織決定し、選定代議員に対して示している。
 (ウ) 当該協同組織体は、基金の事業運営状況について定期的(四半期に1回程度)に報告を受けるとともに、当該報告を踏まえて必要に応じて事業運営の改善の検討等を行う体制が内部の委員会規程・定款等に定められており、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できる。

③（続き）
 (ア) 当該組織体は、その構成員である事業主に対して基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できる。
 (イ) 基金における方針決定の手続に先だって、当該組織体は、基金の 運営方針(基金の実施及び解散、給付設計(加入者の資格、福利厚生事業、権利義務移転承継、資産の受入れに関する事項を含む)、掛金及び資産運用に関する方針)を組織決定している。
 (ウ) 当該 組織体は、基金の 運営状況について定期的(四半期に1回程度)に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が内部の委員会規程・定款等に定められており、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できる。

◆令和2年9月16日付で改正政令(注1)、令和2年9月30日付で改正省令(注2)及び関係通知(注3)が公布・発出され、資産運用委員会の設置義務に関する事項が一部改正されたうえで法令に定められました(注4)

■資産運用委員会の設置義務に関する事項の法令での規定化等

○改正概要：通知で規定されていた資産運用委員会の設置義務、同委員会の設置義務のある事業主等(注5)の要件、構成員、会議録等について、法令で規定されるとともに、同要件も改正

		改正後	改正前
規定される 法令等	資産運用委員会の設置義務	DB令	ガイドライン
	設置義務のある事業主等の要件、構成員、会議録等	DB規則	ガイドライン

○施行期日：令和2年10月1日。施行日に現存する事業主等については、施行日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用

(注1)確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第292号) (注1～注3の詳細は、12～17ページを参照)

(注2)確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第165号)

(注3)通知「DB令の一部を改正する政令の施行等に伴う『DB制度について』等の一部改正について」(令和2年9月30日年発0930第30号)
通知「『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」(令和2年9月30日年企発0930第4号)

(注4)改正前は、ガイドラインの(別添)DBに係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインの4 資産運用委員会により規定

(注5)事業主及びDB基金

- ・DB令で規定された資産運用委員会の設置義務に関する事項は、以下のとおり
 - (1)設置義務のある事業主等の要件
 - 積立金の額がDB規則で定める額以上(見込まれる場合を含む。)の事業主等
 - (2)構成員^(注1)
 - 事業主及び加入者のそれぞれを代表する者^(注2)
 - (3)役割
 - 基本方針その他の積立金の管理及び運用に関する事項に関し、事業主、DB基金の理事長・運用管理業務を執行する理事に対して意見を述べること
- ・DB規則で規定された設置義務のある事業主等の要件、構成員、会議録等
 - (1)設置義務のある事業主等の要件
 - DB規則で定める額は100億円
 - (2)構成員
 - 積立金の管理及び運用に関し専門的知識及び経験を有する者を加えることが可能
 - (3)会議録等
 - ①議事の経過の要領及びその結果を記載した会議録を作成し、保存することが必要
 - ②理事長及び運用管理業務を執行する理事は、議事の経過その他の情報について、代議員会に報告することが必要
 - ③事業主等は、会議の議事の概要について、加入者に周知させることが必要
 - ④事業主等は、会議の議事の概要について、受給権者にも周知させるよう努めることが必要
 - ⑤③及び④の議事の概要の周知は、DB法第73条の業務概況の周知により行うことが可能

(注1)各DBが定める資産運用委員会に関する各種規程上の用語を「構成員」に変更する必要はない

(注2)資産運用委員会の役割確保を条件に、構成員である加入者代表を必ずしも資産運用委員会に加える必要はない。加入者代表には互選代議員を含む

ガバナンスの強化(資産運用員会の設置義務)

- ・法令解釈通知で改正又は新たに規定された資産運用委員会等に関する事項は、以下のとおり
 - (1) 積立金(純資産)の額がDB規則で定める額(100億円)以上(見込まれる場合を含む。)とは、次の①又は②のいずれかに該当すること
 - ①直近3カ年の決算のうち少なくとも2カ年において、積立金(純資産)の額が100億円以上
 - ②直近3カ年の決算のうち少なくとも2カ年において、責任準備金の額又は最低積立基準額のいずれか低い額が100億円以上
 - (2) 資産運用委員会の設置に当たり、次の①～③に留意すること
 - ①役割として、
 - ・運用の基本方針、運用ガイドライン又は政策的資産構成割合の策定及び見直しに関する事項
 - ・運用受託機関等の評価等に関する事項
 を取り扱うことが可能
 - ②運用受託機関等の評価に係る審議への運用受託機関等の関係者である構成員の参加は不適當
 - ③加入者を代表する者を構成員とする場合は、運用の基本方針の作成又は変更にあたって加入者の意見を聴取する際に設置するDB規則第84条の2第1項第1号委員会の代替とすることが可能
 - (3) 時価の定義を次のように改正

算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格
- ・ガイドラインで改正又は新たに規定された資産運用委員会に関する事項は、以下のとおり
 - (1) 上記の法令解釈通知で改正又は新たに規定された資産運用委員会等に関する事項の(1)
 - (2) 上記の法令解釈通知で改正又は新たに規定された資産運用委員会等に関する事項の(2)の③
 - (3) 上記のDB規則で規定された設置義務のある事業主等の要件、構成員、会議録等の(3)の④

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB令 第45条 (赤字が改正部分)	運用の基本方針	
	改正後 事業主(厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。以下この条において同じ。)及び基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針(以下この条 及び第46条の2第3項において「基本方針」という。)を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。 2～6（略）	改正前 事業主(厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。以下この条において同じ。)及び基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。 2～6（略）
第46条の2	資産運用委員会 (新設)	
	積立金の額が厚生労働省令で定める額以上の事業主等(積立金の額が当該厚生労働省令で定める額以上となると見込まれる事業主等を含む。)は、資産運用委員会を置かなければならない。 2 資産運用委員会は、事業主及び加入者のそれぞれを代表する者で組織する。 3 資産運用委員会は、基本方針その他の積立金の管理及び運用に係る事項に関し、事業主又は基金の理事長若しくは管理運用業務を執行する理事に対して意見を述べるものとする。	

(注)確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第292号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200916/20200916t00098/20200916t000980010f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB令 第65条の16 (赤字が改正部分)	準用規定	
	改正後 第8条(第4号を除く。)、第9条及び第10条の規定は連合会の公告について、(中略)、第40条から第48条まで(第45条第3項及び第4項並びに第46条の2を除く。)の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、(中略)、第68条、第70条及び第71条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。(以下略)	改正前 第8条(第4号を除く。)、第9条、第10条の規定は連合会の公告について、(中略)、第40条から第48条まで(第45条第3項及び第4項を除く。)の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、(中略)、第68条、第70条及び第71条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。(以下略)
附則	(施行期日) 1 この政令は、令和2年10月1日から施行する。 2(略) (資産運用委員会に関する経過措置) 3 この政令の施行の際現に存するDB令第20条第1項に規定する事業主等については、新DB令第46条の2の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。	

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
DB規則 第84条の4	資産運用委員会を置く必要がある事業主等の要件（新設） DB令第46条の2第1項の厚生労働省令で定める額は、100億円とする。
第84条の5	資産運用委員会の構成員（新設） 事業主等は、DB令第46条の2第1項に規定する資産運用委員会（次条において「資産運用委員会」という。）に、積立金の管理及び運用に関し専門的知識及び経験を有する者を構成員として加えることができる。
第84条の6	会議録等（新設） 資産運用委員会の会議については、議事の経過の要領及びその結果を記載した会議録を作成し、保存しなければならない。 2 理事長及び管理運用業務を執行する理事は、前項の議事の経過その他の情報について、代議員会に報告しなければならない。 3 事業主等は、資産運用委員会の会議の議事の概要について、加入者に周知させなければならない。 4 事業主等は、前項の議事の概要について、加入者以外の者であって事業主等が給付の支給に関する義務を負っているものにも周知させるよう努めるものとする。 5 前2項の議事の概要の周知は、DB法第73条の業務概況の周知により行うことができるものとする。
附則	（施行期日） 1 この省令は、令和2年10月1日から施行する。 2 （略）

（注）確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第165号）

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200930/20200930g00203/20200930g002030147f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
法令解釈通知 第6の5	資産運用委員会について（新設） （1） DB令第46条の2第1項の規定に基づき、積立金の額が厚生労働省令で定める額以上の事業主等（積立金の額が当該厚生労働省令で定める額以上となると見込まれる事業主等を含む。）は、資産運用委員会を設置しなければならないこと。「厚生労働省令で定める額」とは、DB規則第84条の4において「100億円」と規定され、「積立金の額が厚生労働省令で定める額以上」又は「積立金の額が当該厚生労働省令で定める額以上となると見込まれる」とは、次の①又は②のいずれかに該当することであること。 ① 直近3カ年の決算のうち少なくとも2カ年において、積立金（純資産）の額が100億円以上であること。 ② 直近3カ年の決算のうち少なくとも2カ年において、責任準備金の額又は最低積立基準額のいずれか低い額が100億円以上であること。 （2） 資産運用委員会の設置に当たっては、次に留意すること。 ① 資産運用委員会の役割として、DB令第46条の2第3項において「基本方針その他の積立金の管理及び運用に係る事項に関し、事業主又は基金の理事長若しくは管理運用業務を執行する理事に対して意見を述べる」ことが規定されているが、運用の基本方針のほか、運用ガイドライン又は政策的資産構成割合の策定及び見直し及び運用受託機関等の評価等に関する事項を取扱うことが可能であること。 ② 資産運用委員会の構成員として、DB規則第84条の5において「積立金の管理及び運用に関し専門的知識及び経験を有する者を構成員として加えることができる」ことが規定されているが、当該者が運用受託機関等の関係者である場合においては、構成員であったとしても、運用受託機関等の評価に係る審議に加わることは適当ではない。 ③ 運用の基本方針の作成又は変更に当たって、DB規則第84条の2第1項第1号に規定する委員会において加入者の意見を聴く場合においては、当該委員会を加入者を代表する者を構成員とする資産運用委員会によって代替することが可能であること。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
法令解釈通知 （別紙3） 2の（1）の②のエ （赤字が改正部分）	時価について	
	改正後	改正前
	時価とは、 <u>算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とする。</u>	時価とは、 <u>公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額をいう。市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。</u>
適用時期	令和2年10月1日から適用する。	
	ただし、資産運用委員会に関する事項については、令和2年10月1日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。	

（注）通知「DB令の一部を改正する政令の施行等に伴う『確定給付企業年金制度について』等の一部改正について」（令和2年9月30日年発0930第30号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000677948.pdf>

（左記のURLは上記の一部改正を反映済みの法令解釈通知です）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000677953.pdf>

（左記のURLは上記の一部改正を反映済みのガイドラインです）

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
ガイドライン （別添） 4 資産運用委員会（設置） （赤字が改正部分）	（設置）	
	改正後 <u>○ 次の①又は②のいずれかに該当する事業主等（以下「対象事業主等」という。）は、年金運用責任者に対し意見を述べるため、資産運用委員会を設置しなければならない（DB令第46条の2及びDB規則第84条の4参照）。</u> <u>① 直近3力年の決算のうち少なくとも2力年において、積立金（純資産）の額が100億円以上であること。</u> <u>② 直近3力年の決算のうち少なくとも2力年において、責任準備金の額又は最低積立基準額のいずれか低い額が100億円以上であること。</u> <u>○ なお、対象事業主等に該当しない場合においても資産運用委員会を設置することが望ましい。</u>	改正前 <u>○ 年金運用責任者を補佐するため、運用に係る資産の額が100億円以上である場合には、資産運用委員会を設置しなければならない。</u> <u>また、運用に係る資産の額が100億円に満たない場合においても資産運用委員会を設置することが望ましい。</u>
（別添） 4 資産運用委員会（役割）、（位置付け等） （追加）	（役割）（追加）	
	○ なお、運用の基本方針の作成又は変更にあたって、DB規則第84条の2第1項第1号に規定する委員会において加入者の意見を聴く場合においては、当該委員会を加入者を代表する者を構成員とする資産運用委員会によって代替することが可能であること。 （位置付け等）（追加） ○ 事業主等は、資産運用委員会の議事の概要について、加入者以外の者（事業主等が給付又は一時金たる支給の義務を負っている者）にも周知が行われるよう努めるものとする（DB規則第84条の6参照）。	
適用時期	令和2年10月1日より適用する。	
	ただし、資産運用委員会に関する事項については、令和2年10月1日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。	

（注）通知「『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」（令和2年9月30日年企発0930第4号）は、資産運用委員会の設置義務に関する事項について実質的な変更がないので法令改正の概要から省略

◆令和2年9月30日付で改正省令(注1)及び告示(注2)並びに関係通知が公布・発出(注3)され、総合型DB基金における、会計監査等を踏まえた監事意見の提出義務に関する事項が一部改正されたうえで法令に定められました(注4)

■総合型DB基金における会計監査等を踏まえた監事意見の提出義務に関する事項の法令での規定化等

○改正概要：通知で規定されていた総合型DB基金における監査法人等の会計監査又は合意された手続を踏まえた監事意見の提出義務について、法令で規定されるとともに、提出義務の必要となる監事の要件も改正

		改正後	改正前
規定される 法令等	監査法人等による監査結果を踏まえた監事意見の提出義務	DB規則	承認認可通知
	監査法人、公認会計士の監査に準ずるもの	告示(注2)	承認認可通知

○施行期日：令和2年10月1日。施行日に現存するDB基金については、施行日から6月経過した日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用(注5)

(注1)確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第165号)(注1～注3の詳細は、21～25ページを参照)

(注2)DB規則第117条第4項第3号に規定する監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの(令和2年厚生労働省告示第335号)

(注3)通知「DB令の一部を改正する政令の施行等に伴う『DB制度について』等の一部改正について」(令和2年9月30日年発0930第30号)

通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について(令和2年9月30日年企発0930第4号)

(注4)改正前は、承認認可通知の(別紙2)DBの事業運営基準の2の(4)の③により規定

(注5)適用日前の取扱いについては、改正前の承認認可通知を適用

- ・DB規則で規定されたDB基金における監査法人等の監査結果を踏まえた監事意見の提出義務に関する事項は、以下のとおり
 - (1) 監査法人、公認会計士の監査結果又はこれらに準ずるもの(以下「監査法人等の監査結果」といいます)を踏まえた監事意見の提出義務のある監事の要件(注1)
 - 2以上の事業主が共同して設立するDB基金の監事で、「監査法人等の監査結果を踏まえた監事意見の提出を要しない要件」に該当していない場合
 - 【監査法人等の監査結果を踏まえた監事意見の提出を要しない要件】(DB規則で規定)
 - 次の①又は②のいずれかに該当するDB基金の監事であること
 - ①実施事業所の事業主について、a又はbであること
 - a 1の事業主が他の事業主の発行済株式又は出資(注2)のおおむね2割を直接又は間接に保有する関係
 - b 1の事業主が行う事業と他の事業主が行う事業との人的関係が緊密
 - ②積立金の額が常時20億円を下回る又は下回ると見込まれること(注3)

(注1) 提出義務のある監事の要件に該当した場合は、該当した決算の翌々年度決算から提出義務が発生

(注2) 自己が保有する自己の株式又は出資を除く

(注3) 法令化前は、貸借対照表(年金経理)の資産総額が20億円以下(改正前の承認認可通知で規定)

- ・告示で規定された監査法人又は公認会計士の監査結果に準じるものは、以下のとおり
 - (1) 監査法人又は公認会計士が、日本公認会計士協会「総合型DB基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」(業種別委員会実務指針第62号)に基づき実施する合意された手続業務
 - (2) 監査法人又は公認会計士と同等以上の知識及び経験を有する者であって、次の①及び②のいずれにも該当するもの(注)が業種別委員会実務指針第62号に基づき実施する合意された手続業務
 - ① 金融商品取引法第193条の2第1項若しくは第2項の規定による監査、
 - ・会社法第436条第2項の規定による監査(同項第1号に係るものに限る)、
 - ・その他これらに準ずるもの(会社法第381条第1項に規定する監査役の監査、DB法第22条第4項に規定する監事の監査を除く)
 に関する実務経験を有すること
 - ② 当該合意された手続業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであること
- ・法令解釈通知の改正により新たに規定された内容は、以下のとおり
 - 「積立金の額が常時20億円を下回る又は下回ることが見込まれること」とは、次の①又は②のいずれかに該当すること
 - ① 直近3カ年の決算のうち少なくとも2カ年において、積立金(純資産)の額が20億円未満であること
 - ② 直近3カ年の決算のうち少なくとも2カ年において、責任準備金の額又は最低積立基準額のいずれか低い額が20億円未満であること

(注) DB規則第117条第4項に規定する2以上の事業主が共同して設立するDB基金の理事及び職員を除く

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則第117条 (赤字が改正部分)	事業及び決算に関する報告書	
	改正後 (前略) 4 基金が第1項の報告書を地方厚生局長等に提出する場合には、当該報告書に監事の意見(2以上の事業主が共同して設立する基金(第19条の2第1号に掲げる要件に該当する基金及び積立金の額が常時20億円を下回る、又は下回ると見込まれる基金を除く。)の監事である場合にあっては、基金の事業の健全な運営を確保するため、次の各号に掲げる結果のいずれかを考慮した意見)を付けて代議員会に提出し、その議決を得なければならない。 一 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第3項に規定する監査法人の監査の結果 二 公認会計士法第3条に規定する公認会計士の資格を有する者(同法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)の監査の結果 三 前2号に掲げる監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものの結果	改正前 (前略) 4 基金が第1項の報告書を地方厚生局長等に提出する場合には、当該報告書に監事の意見 を付けて代議員会に提出し、その議決を得なければならない。
附則	(施行期日) 1 この省令は、令和2年10月1日から施行する。 (監事の意見に係る経過措置) 2 この省令の施行の際現に存するDB規則第11条に規定する基金には、この省令による改正後のDB規則第117条第4項の規定は、この省令の施行の日から起算して六月を経過した日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。	

(注)確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第165号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200930/20200930g00203/20200930g002030147f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
令和2年 厚生労働省告示 第335号	DB規則第117条第4項第3号に規定する監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの（新設） DB規則第117条第4項第3号に規定する監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる合意された手続業務を行うこととする。 - 一 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第3項に規定する監査法人又は同法第3条に規定する公認会計士の資格を有する者（同法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。） 日本公認会計士協会「総合型DB基金に対する合意された手続業務に関する実務指針（業種別委員会実務指針第62号）」に基づき実施する合意された手続業務 - 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であって、次のいずれにも該当するもの（DB規則第117条第4項に規定する2以上の事業主が共同して設立する基金の理事及び職員を除く。） 前号に定める指針に準じた指針に基づき実施する合意された手続業務 - イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項若しくは第2項の規定による監査又は会社法（平成17年法律第86号）第436条第2項の規定による監査（同項第1号に係るものに限る。）その他これらに準ずるもの（同法第381条第1項に規定する監査役の監査及びDB法第22条第4項に規定する監事の監査を除く。）に関する実務経験を有すること。 - ロ 当該合意された手続業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであること。
適用期日	令和2年10月1日

（注）DB規則第117条第4項第3号に規定する監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの（令和2年厚生労働省告示第335号）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200930T0130.pdf>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
法令解釈通知 第8の10 (新設)	事業及び決算に関する報告書の取扱い(新設) 事業及び決算に関する報告書を地方厚生局長等に提出する場合、DB規則第117条第4項において「2以上の事業主が共同して設立する基金(第19条の2第1号に掲げる要件に該当する基金及び積立金の額が常時20億円を下回る、又は下回ると見込まれる基金を除く。)」は、会計監査等の結果を考慮した監事の意見を付けなければならないことが規定されているが、「積立金の額が常時20億円を下回る、又は下回ると見込まれる」とは、次の①又は②のいずれかに該当することであること。 ① 直近3力年の決算のうち少なくとも2力年において、積立金(純資産)の額が20億円未満であること。 ② 直近3力年の決算のうち少なくとも2力年において、責任準備金の額又は最低積立基準額のいずれか低い額が20億円未満であること。
(適用時期)	令和2年10月1日から適用する。 ただし、事業及び決算に関する報告書の取扱いに関する事項については、令和2年10月1日から起算して6月を経過した日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。

(注)通知「DB令の一部を改正する政令の施行等に伴う『確定給付企業年金制度について』等の一部改正について」(令和2年9月30日年発0930第30号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000677948.pdf>

(左記のURLは上記の一部改正を反映済みの法令解釈通知です)

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
承認認可通知 (別紙2) 2の(4) (赤字が改正部分)	監事	
	改正後 ①～②（略） ③ 監事の監査は、別紙5の「企業年金基金監事監査規程要綱」を基準として監査規定を設け、これに基づき適正かつ厳正に行うこと。また、総合型DB基金にあっては、<u>DB規則第117条第4項第1号及び第2号並びにDB規則第117条第4項第3号に規定する監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの（厚生労働省告示第335号）の規定に基づき、常時20億円以上の積立金を積み立て、又は積み立てると見込まれる場合は、当該要件に該当した決算の翌々年度決算から</u>、次のいずれかを受け、その結果を監事の監査に活用して監事の監査の充実を図ること。 ア <u>監査法人</u>又は<u>公認会計士</u>による会計監査 イ 別紙5の2の「合意された手続のチェック項目及びチェックポイント」及び<u>日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第62号「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」</u>（以下「実務指針」という。）等に基づき公認会計士又は監査法人（これらの者と同等水準で業務を遂行できる者を含み、当該基金の理事及び職員を除く。）とあらかじめ手続を合意し、監事の監査に帯同する等して実施する合意された手続（続く）	改正前 ①～②（略） ③ 監事の監査は、別紙5の「企業年金基金監事監査規程要綱」を基準として監査規定を設け、これに基づき適正かつ厳正に行うこと。また、総合型基金にあっては、<u>貸借対照表（年金経理）の資産総額が20億円を超えた</u> <u>決算の翌々年度決算から</u>、次のいずれかを受け、その結果を監事の監査に活用して監事の監査の充実を図ること。 ア <u>公認会計士</u>又は<u>監査法人</u>による会計監査 イ 別紙5の2の「合意された手続のチェック項目及びチェックポイント」及び<u>日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」</u>（以下「実務指針」という。）等に基づき公認会計士又は監査法人（これらの者と同等水準で業務を遂行できる者を含み、当該基金の理事及び職員を除く。）とあらかじめ手続を合意し、監事の監査に帯同する等して実施する合意された手続（続く）

(注)通知「『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」(令和2年9月30日年企発0930第4号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000677950.pdf>

(左記のURLは上記の一部改正を反映済みの承認認可通知です)

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
承認認可通知 (別紙2) 2の(4) (赤字が改正部分)	監事	
	改正後	改正前
	③（続き） なお、同等水準とは、以下の要件その他これに準ずる要件を満たす必要があること。 a 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表の監査若しくは同条第2項に規定に基づく財務報告に係る内部統制の監査又は会社法第436条第2項第1号の規定に基づく計算書類の監査その他これらに準ずる任意監査等(監査役の監査及び監事の監査を除く。)に関する実務経験を有すること。 b～c（略）	③（続き） なお、同等水準とは、以下の要件その他これに準ずる要件を満たす必要があること。 a 金融商品取引法 第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表の監査、同条第2項に規定に基づく財務報告に係る内部統制の監査及び会社法第436条第2項第1号の規定に基づく計算書類の監査又はこれに準ずる任意監査等(監査役の監査及び監事の監査を除く。)に関する実務経験を有すること。 b～c（略）
(適用時期)	令和2年10月1日より適用する。	
	ただし、監事に関する事項については、令和2年10月1日から起算して6月を経過した日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。	

<規約変更の簡素化>

◆令和2年9月30日付で省令(注1)及び関係通知(注2)が公布・発出され、規約の軽微な変更(注3)及び規約の特に軽微な変更(注4)とする変更が追加されました。

■規約の軽微な変更、規約の特に軽微な変更の追加

○改正概要：規約の軽微な変更、規約の特に軽微な変更に次の場合を追加

	追加される変更の内容
規約の軽微な変更	・リスク対応掛金額を変更する場合のうち、DB規則第46条の2第3項に規定するリスク対応掛金額を減額させる場合又はリスク対応掛金額の拠出を停止する場合 ・老齢給付金の支給の繰下げ、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申出をすることができることを規約に定める場合
規約の特に軽微な変更	・条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項を変更する場合

○施行期日：令和2年10月1日

(注1) 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
(令和2年厚生労働省令第164号) <https://kanpou.npb.go.jp/old/20200930/20200930g00203/20200930g002030147f.html>

(注2) DB令の一部を改正する政令の施行等に伴う『確定給付企業年金制度について』等の一部改正について(令和2年9月30日年発0930第30号)
(注1～注2の詳細は、29～30ページを参照)

(注3) 規約の軽微な変更の場合は、承認・認可申請ではなく届出

(注4) 規約の特に軽微な変更の場合は、厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、ないときは厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意(以下「労働組合等の同意」といいます。)は不要

・DB規則及び法令解釈通知に追加された規約の軽微な変更、特に軽微な変更は、以下のとおり

(1) 規約の軽微な変更

① リスク対応掛金額の変更のうち次の一部の場合を追加(DB規則)

【リスク対応掛金額の変更のうち規約の軽微な変更該当する場合】

DB規則第46条の2第3項(注1)に規定するa又はb

- a. リスク対応掛金額を減額させる場合
- b. リスク対応掛金額の拠出を停止する場合

② 次の支給の繰下げの申出をすることができることを規約に定める場合を追加(法令解釈通知)(注2)

- a. DB法第37条第1項に規定する老齢給付金の支給の繰下げ
- b. DB法第41条第4項に規定する脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げ

(2) 規約の特に軽微な変更

労働組合等の同意が不要な規約の特に軽微な変更、次の場合を追加(DB規則)

・条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項を変更する場合

(注1) 同項には「DB法第58条第1項の規定に基づく財政再計算において、対応後リスク充足額が財政悪化リスク相当額を上回ることとなる場合には、上回らないようにリスク対応掛金額を減少させ、又はリスク対応掛金額の拠出を終了しなければならない。」と規定

(注2) イ. 減額とならないことが前提。

ロ. 繰下げ条項の新設に伴い、規約内で整合性を図るため次のような規約の追加又は変更を同時に行う場合も含む(ただし、当該追加・変更が減額とならないことが前提)。

- ・繰下げを実施した場合の支給時期、給付額に関する事項
- ・繰下げ中の死亡にかかる遺族給付金に関する事項(規約に規定済みの遺族給付金に準じて給付内容を規定する場合に限る)
- ・中途脱退者の選択に関する事項
- ・最低保全給付に関する事項

ハ. 繰下げ規定の追加のみであり、変更や廃止は規約の軽微な変更の対象外

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第7条 （赤字が改正部分）	規約の軽微な変更等 改正後 DB法第6条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 一～四（略） 五 DB法第4条第6号に掲げる事項（同号に掲げる事項以外の事項の変更に伴い同号に掲げる事項を変更する場合（前号に掲げる事項の変更に伴い同条第6号に掲げる事項を変更する場合を除く。）並びに第10号に掲げる事項、第45条第4項に規定するリスク分担型企业年金掛金額及び第46条の2第1項に規定するリスク対応掛金額を変更する場合（<u>同条第3項の規定によりリスク対応掛金額を減少させる場合又はリスク対応掛金額の拠出を終了する場合を除く。</u>）を除く。） 六～十一（略） 十二 条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項 十三（略） 2 DB法第7条第2項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 一～五（略） <u>六 前項第12号に掲げる事項</u> <u>七～八</u>（略）	改正前 DB法第6条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 一～四（略） 五 DB法第4条第6号に掲げる事項（同号に掲げる事項以外の事項の変更に伴い同号に掲げる事項を変更する場合（前号に掲げる事項の変更に伴い同条第6号に掲げる事項を変更する場合を除く。）並びに第10号に掲げる事項、第45条第4項に規定するリスク分担型企业年金掛金額及び第46条の2第1項に規定するリスク対応掛金額を変更する場合 を除く。） 六～十一（略） 十二 条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項 十三（略） 2 DB法第7条第2項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 一～五（略） <u>六～七</u>（略）
附則	この省令は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年10月1日）から施行する。	

（注）年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和2年厚生労働省令第164号）

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20200930/20200930g00203/20200930g002030146f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
法令解釈通知 第1の3 （赤字が改正部分）	DB法第4条第5号に掲げる事項に係る変更のうち軽微な変更の内容	
	改正後 <u>DB規則</u>第7条第1項第4号に規定するその他の軽微な変更は具体的には以下の変更のうち給付の額の減額とはならないものとする。 (1)～(3)（略） <u>(4) DB法第37条第1項に規定する老齢給付金の支給の繰下げの申出又はDB法第41条第4項に規定する脱退一時金の全部若しくは一部の支給の繰下げの申出をすることができることを規約に定める場合</u> <u>(5)・(6)</u>（略）	改正前 <u>DB 則</u>第7条第1項第4号に規定するその他の軽微な変更は具体的には以下の変更のうち給付の額の減額とはならないものとする。 (1)～(3)（略） <u>(4)・(5)</u>（略）
（適用時期）	令和2年10月1日より適用する。	

（注）通知「DB令の一部を改正する政令の施行等に伴う『確定給付企業年金制度について』等の一部改正について」（令和2年9月30日年発0930第30号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000677948.pdf>

（左記のURLは上記の一部改正を反映済みの法令解釈通知です）

**<同一労働同一賃金ガイドラインの
加入者資格への反映>**

◆令和2年9月30日付で通知「DB令の一部を改正する政令の施行等に伴う『DB制度について』等の一部改正について」(年発0930第30号)^(注1)発出され、加入者資格について同一労働同一賃金ガイドラインを踏まえることが明記されました。

■同一労働同一賃金ガイドラインの加入者資格への反映

○改正概要：加入者となることについての「一定の資格」について、同一労働同一賃金ガイドラインの「基本的な考え方」^(注2)を踏まえることを明記^(注3)

○施行期日：令和2年10月1日

(注1)詳細は、34ページを参照)

(注2))この指針は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものであり、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例を示したものである。(中略) なお、この指針に原則となる考え方が示されていない退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理と認められる待遇の相違の解消等が求められる。このため、各事業主において、労使により、個別具体の事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。

(注3)「(明記により)具体的な取扱いを変更するものではない」とパブリックコメントに寄せられたご意見等に対する考え方に記載

- ・法令解釈通知で改正された加入者資格に関する事項、以下のとおり

(1) 加入者とすることについての「一定の資格」の内容

実施事業所の従業員が加入者となることについて規約でDB法第4条第4号の「一定の資格」を定めたときは、当該資格を有しない者は加入者としませんが、当該資格を定めるに当たっては次のとおりとし、同一労働同一賃金ガイドラインの「基本的な考え方」を踏まえること。(以下省略)

(2) 給付の額に関する「特定の者について不当に差別的なものであってはならない」ことへの取扱い

加入者間で給付の額に差を設ける場合にあっては、同一労働同一賃金ガイドラインの「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等において、特定の職種に属する従業員や特定の学歴の従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員や他の学歴の従業員の労働条件とは別に規定されているなど、給付の額に差を設けることにつき合理的な理由があること。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
法令解釈通知 第1の1 （赤字が改正部分）	加入者とすることについての「一定の資格」の内容	
	改正後	改正前
	実施事業所の従業員（DBを実施する厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）が加入者となることについて規約でDB法第4条第4号の「一定の資格」を定めたときは、当該資格を有しない者は加入者としなが、当該資格を定めるに当たっては次のとおりとし、同一労働同一賃金ガイドライン（平成30年厚生労働省告示第430号）の「基本的な考え方」を踏まえること。 （1）～（3）（略）	<u>DBは公的年金を補完し、企業の従業員の老後の所得を充実させる重要な役割を持つ制度であることから、制度の実施に当たっては、実施事業所の従業員（DBを実施する厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）の全員をその対象とすることが原則であるが、実施企業における就業形態等の実情に応じ、一部の従業員を加入者から除外する場合にあっては、次のとおりとすること。</u> （1）～（3）（略）

（注）通知「DB令の一部を改正する政令の施行等に伴う『確定給付企業年金制度について』等の一部改正について」（令和2年9月30日年発0930第30号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000677948.pdf>

（左記のURLは上記の一部改正を反映済みの法令解釈通知です）

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
法令解釈通知 第3 （赤字が改正部分）	給付の額に関する事項 改正後 1 給付の額は、法第32条第2項において「加入者期間又は当該加入者期間における給与の額その他これに類するものに照らし、適正かつ合理的なもの」により算定されたものでなければならず、かつ、「特定の者について不当に差別的なものであってはならない」と規定されているところであるが、その取扱いとは次のとおりとすること。 ①（略） ② 加入者間で給付の額に差を設ける場合にあっては、<u>同一労働同一賃金ガイドラインの「基本的な考え方」を踏まえ</u>、労働協約等において、特定の職種に属する従業員や特定の学歴の従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員や他の学歴の従業員の労働条件とは別に規定されているなど、給付の額に差を設けることにつき合理的な理由があること。 ③～⑪（略） 2～8（略）	改正前 1 給付の額は、法第32条第2項において「加入者期間又は当該加入者期間における給与の額その他これに類するものに照らし、適正かつ合理的なもの」により算定されたものでなければならず、かつ、「特定の者について不当に差別的なものであってはならない」と規定されているところであるが、その取扱いとは次のとおりとすること。 ①（略） ② 加入者間で給付の額に差を設ける場合にあっては、 労働協約等において、特定の職種に属する従業員や特定の学歴の従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員や他の学歴の従業員の労働条件とは別に規定されているなど、給付の額に差を設けることにつき合理的な理由があること。 ③～⑪（略） 2～8（略）
（適用時期）	令和2年10月1日より適用する。	
【ご参考】 同一労働同一賃金ガイドラインの第2基本的な考え方（抜粋）	この指針は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものであり、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例を示したものである。事業主が、第3から第5までに記載された原則となる考え方等に反した場合、当該待遇の相違が不合理と認められる等の可能性がある。なお、この指針に原則となる考え方が示されていない退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理と認められる待遇の相違の解消等が求められる。このため、各事業主において、労使により、個別具体の事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。	

（注）同一労働同一賃金ガイドライン（平成30年厚生労働省告示第340号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000469932.pdf>

- ・本資料は、明治安田生命保険相互会社団体年金サービス部団体年金設計グループが情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
- ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することとはご遠慮ください。
- ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 団体年金サービス部 団体年金設計グループ
TEL : 03 - 3590 - 4851